

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（概要）

## 接近禁止命令等の禁止行為の追加

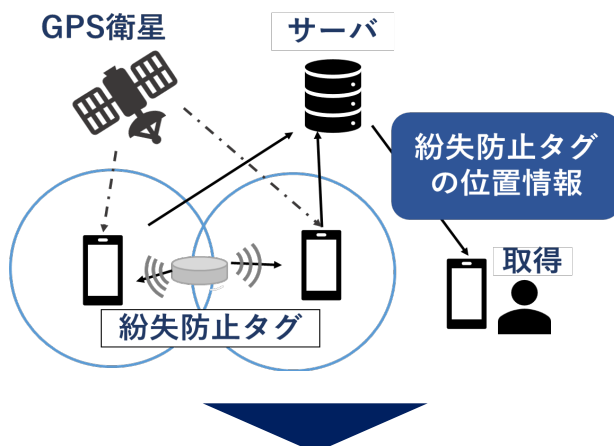
- ▶ 「紛失防止タグ」(※1)を用いてDV被害者等の所在を把握する行為は、裁判所が出す**現行法の接近禁止命令等の禁止行為(※2)の対象外**
- ▶ 紛失防止タグを用いてDV被害者等の所在を把握する行為は、更なるDV被害や凶悪犯罪へと発展するおそれのある悪質性の高い行為
- ▶ **ストーカー行為等の規制等に関する法律(※3)**において、紛失防止タグを用いて所在を把握する行為を規制の対象とする改正を行うことを予定

※1 紛失物の発見の補助等を目的として開発・販売されている装置

※2 接近禁止命令等における禁止行為として、位置情報記録・送信装置（GPS機器等、自らの位置情報を記録し、又は送信する装置）の位置情報を取得する行為等を規制

※3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）において、ストーカー行為等の規制等に関する法律と同様に接近禁止命令等における禁止行為として規定する必要があるとして、位置情報の無承諾取得を新たに接近禁止命令等における禁止行為に追加

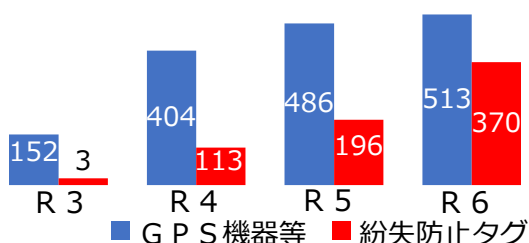
紛失防止タグの仕組みの一例



- ▶ 次の行為を**接近禁止命令等における禁止行為に追加**
  - ・ 紛失防止タグの位置情報を取得する行為（第10条第2項第10号関係）
  - ・ 紛失防止タグを取り付ける行為等（第10条第2項第11号関係）

## 【参考】警察に寄せられたストーカー事案

GPS機器等・紛失防止タグが用いられたストーカー事案の相談等件数



## 事例

- 元交際相手が使用する車両に紛失防止タグを取り付け、位置情報を取得した上、つきまとい行為を行った。
- 離婚調停中で秘匿避難している妻とそのこどもとの面会時に、紛失防止タグを入れたぬいぐるみをこどもに渡した。